

2020年5月15日

お住まいの皆様へ

東福互光株式会社

新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく 「緊急事態宣言」解除に伴う 管理業務への対応について

日頃よりマンション管理業務にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が、5月14日付にて解除されたことに伴い、以下のとおりご案内申し上げます。

- 弊社業務におきましても、引き続き、感染拡大防止を念頭におきつつ、お住まいの皆様及び弊社従業員の安全と安心を確保すべく、鋭意努めてまいります。
- この間やむを得ず、見合わせとさせて頂いておりました作業や保守点検等につきましては、理事会様はじめ係る点検業者等と調整を行いつつ、可能なものから順次業務にあたってまいります。
- 「緊急事態宣言」が解除されたとは言え、未だ完全な収束には至っておりません。急激な規制緩和は、緊急事態の再発を招きかねず、業務対応及び従業員の体制等につきましては、引き続き感染拡大防止を念頭に置いた慎重な対応を継続させていただきます。

感染拡大を防ぐと共に、早期の事態収束を実現させる為の対応となります。

皆様方には、引き続き、ご不便とご心配をお掛け致しますが、何卒ご理解のうえ、ご了承賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上